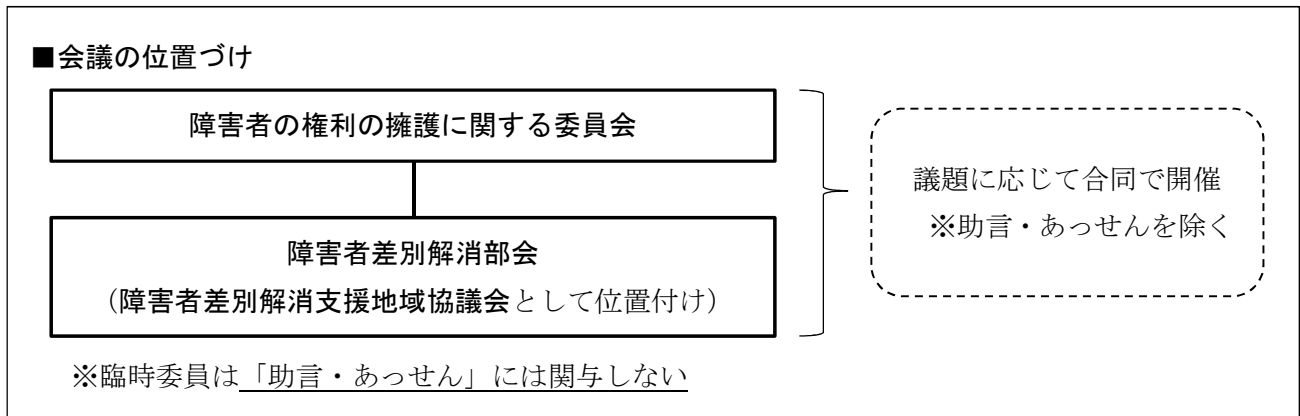


令和2年度障害者の権利の擁護に関する委員会及び 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）の運営について

1 令和2年度の委員会の運営

障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会）を合同で開催する。

ただし、臨時委員は、ノーマライゼーション条例第10条から第14条に規定する差別事案の助言あっせん等に関する調査審議を行う場合には会議に参加しない。



2 障害を理由とする差別に関する課題とテーマ

これまでの障害者の権利の擁護に関する委員会（内閣府モデル事業含む）において指摘された障害を理由とする差別の解消に関する課題は主に以下の三点。

- ①周知に関すること（市民、障害者、事業者）
- ②相談しやすい環境づくり
- ③本人の意思尊重

令和元年度までは、障害を理由とする差別の解消に関するパンフレットの配布及び研修やイベントの開催、飲食店における合理的配慮等の好事例の作成、合理的配慮提供促進のための補助金の創設などを行った。

今年度は、パンフレットの配布、研修やイベントの開催を引き続き行うとともに、合理的配慮等の好事例集を活用し、合理的配慮提供促進のため補助金の交付を推進し、引き続き事業所等に対する理解啓発に取り組んでいく予定。

3 令和2年度会議開催予定

- ① 第3回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催
日時：~~令和2年7月20日（月）14時～16時~~
会場：~~与野本町コミュニティセンター 多目的ルーム（小）~~
- ② 第4回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）
日時：令和3年1月25日（月）14時～16時
会場：ときわ会館5階 大ホール